

公益社団法人 日本コンクリート工学会

支部執行部候補者推薦委員会規程

(目的)

第1条 支部執行部候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）は、次の業務を行うことを目的とし、定款第51条に定める各支部に設置する。

- (1) 支部長からの委託を受け、新たな支部執行部（支部長、副支部長、支部幹事及び支部執行委員）の候補者を支部に所属する正会員から選定し、支部長に答申する。
- (2) 会長からの委託を受け、委員会が属する支部を担当する検査役候補者（原則として1名）を支部に所属する正会員から選定し、会長に答申する。

(委員会)

第2条 委員会は、委員長1名、委員6名以内をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、当該支部の支部執行委員会の承認を得て支部長が委嘱する。ただし、支部長及び副支部長は、委員長又は委員を兼ねることはできない。

(任期)

第3条 委員長及び委員の任期は、2年とする。

(被推薦者の制限)

第4条 委員長及び委員は、支部長又は副支部長の候補者となることはできない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、定款・規則改定委員会が発議し、理事会の承認を得て改廃する。

附則

1. この規程は、平成28年5月25日から施行する。